

## 議会運営委員会

令和4年3月17日（木曜日）午前10時00分開会

### 出席委員（8名）

委員長	齊藤誠之	副委員長	星宏子
委員	山形紀弘	委員	中里康寛
委員	森本彰伸	委員	鈴木伸彦
委員	小島耕一	委員	大野恭男

### 欠席委員（なし）

### オブザーバー（2名）

議長	松田寛人	副議長	相馬剛
----	------	-----	-----

### 説明のための出席者（なし）

### 出席議会事務局職員

事務局長	増田健造	議事課長補佐 兼庶務係長	印南恵子
議事調査係長	佐々木玲男奈	主査	飯泉祐司

### 議事日程

1. 開会
2. 挨拶
  - ・委員長
3. 協議事項
  - (1)令和4年度取組実行計画について
  - (2)議会基本条例第11条の見直しについて
  - (3)今後の管外所管事務調査等について
  - (4)その他
4. 閉会

開会 午前10時00分

◇

◎委員長挨拶

○齊藤委員長 議会運営委員会のほうにお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

昨日の地震、皆さんの御被害大丈夫でしたでしょうか。こちらのほうは、市長のほうも発信していましたが、大きな被害はないということで、小さな被害は多少あると思うんですけども、3.11をほうふつさせるような長い地震でした。私も心臓どきどきしてしまいまして、周りを見るのが精いっぱいという感じだったです。忘れた頃にやってくるというのは、本当にあるんだな思いました。

それで、今、松田議長のほうがちょっと遅れるということなので、このまま始めさせていただいておりますけれども、遅刻して参加ということなので、オブザーバーの立場なので、大丈夫だっと思うんですけども、御報告させていただきます。

まだ議会中なのに今回協議案件進めていかなければならないということと、令和4年度取組実行計画の提出が議会最終日に行わなければなりませんので、各会派から頂いた意見を基に、皆さんと協議して決めていきたいと思っております。

私の挨拶は以上とさせていただきます。

◇

◎協議事項

○齊藤委員長 それでは、早速次第の3ですね、協議事項に移らせていただきます。

(1)令和4年度取組実行計画を議題といたします。会派からの意見の提出がありましたので、事務

局から説明をお願いしたいと思います。

係長。

○佐々木議事調査係長 それでは、私のほうから御説明をさせていただきます。

まずは、こちらの資料を御覧ください。R4取組実行計画案に対する意見ということで、こちらにありますように、那須塩原クラブ、それから志絆の会から意見が出てきております。

こちらにつきましては、その資料だけではちょっと分かりにくいかなと思われましたので、修正意見という形で今通知を差し上げた資料のほうにまとめさせていただきました。

まず、取組ナンバー2につきましては、①の部分ですね、赤線で引いてありますけれども、こちらを削除してはどうかという御意見でございます。

それから、次の取組ナンバー10でございますが、これについては丸々消してはどうかという意見でございます。

その次、取組ナンバー13でございますが、こちらにつきましても丸々取消してはどうかという御意見でございます。

次のページにいきまして、追加ということで1項目ですね。このような形で追加をしてはどうかという意見がございました。

その下に、米印を記載させていただいたんですが、こちらは事務局のほうで印刷していただいたんですけども、議会の最終日に議会基本条例の条文の追加の改正を予定しております。新しく18条が入る関係で、何々条関係というところで19条以下の部分についてはずれが出てきますので、こちらにつきましてはそれに伴って修正をさせていただければというふうに思っております。

もう一つ、資料といたしましては当初案も付けておりますけれども、この項目に関しましての資料は以上3冊であります。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

○齊藤委員長 説明が終わりました。

順番に協議をしていく前に、今の係長のほうの説明で何かお聞きしたいことありますか。

[発言する人なし]

○齊藤委員長 大丈夫ですかね。

基本的に、皆さんから頂いた意見を、これからそしたら順次協議していきたいと思います。

質疑がないようですので、まず頂いた会派からの意見をお聞きし、1項目ずつ態度を決定していきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

まず、取組ナンバー2についてですね。議会の取組のアウトプットの①を削るという意見が、志絆の会さんから出ています。

この理由について、志絆の会さんからお願いしたいと思います。

鈴木委員、お願いします。

○鈴木委員 書いてあるとおりになんですけれども、会派の構成人数を踏まえた公平な一般質問等の在り方の件と、すみません、ここは取組ナンバー2、会派代表質問、市政一般質問の在り方の件と、会派代表質問についての時間の配分という意味で、それは検討する必要はないんじゃないかという趣旨だったんですけれども、この①はそういうことではなかったですか。ちょっと今読み直したら気になったんですけれども。

○齊藤委員長 じゃ、前回皆さんのほうにお諮りをいただいて、来年度持ち越しましょうというお話をさせていただいたと思っているんですけれども。

会派の構成人数を踏まえたというのは、時間の定義もありますけれども、下の重複質問であったり、やる順番であったりいろいろですね、どうしても調整をしながら出してくる会派と、一人会派みたく少人数の会派は協議がしやすいということ

もあったので、そういった全般を含めてやっていたらどうか。もちろんその時間の在り方も皆さんの前で協議をして決めていくということは、しっかりとこの在り方の検討としては必要項目だとは思っているのですが、今回はこういう書き方。

ちょっと読み取り方にとっては時間だけというふうに感じてしまうところもあるかもしれませんが、それ以外のものも含めて、とにかく市民にとって、あるいは前も言いましたけれども、執行部のほうのアンケートのほうにも書いてあったとおり、同じ時間を使いながら同じ質問が出ているというところもあったので、2番もそうですけれども、そういったところを含めた中での検討ということで書かせていただいております。

だから、会派の人数が多いのでうちの時間が何分とかという話し合いも、もちろん出てくる可能性はありますけれども、それを通していか通していかないかはまた別の議論であって、こういったものをしっかりと検討していく必要があるのではないかということで書かせていただいておりますけれども。

鈴木委員。

○鈴木委員 この2番の取組については、基本的にはうちの会派的には、②はこれ取り組みましょうというふうには書いているんですけれども、今、①②を含めたような形で説明があったみたいですが、重複があってもいいというのをうちの会派の考え方でしたよね。逆に言うと、この部分について現行で特にそれほど支障がないんじゃないかと。

現行に確かに重複問題もあるとか、時間の配分の問題ということも検討も必要ということは分かるんですけれども、あえて来年度これについて審議していく必要があるかということについては、特に時間的な部分については必要がないというふ

うな考え方です。

今言ったように、細かい、じゃ、これとこれ、というふうに分割していくと、じゃ、これは要らない、これは要る、あってもいいよねという感じですけども、しなくていいと思っていますけれども、基本的にはね。そんな考え方なので、今委員長が細かくこういうことをトータルでこんな書き方ですと言われてしまうと、ちょっと「あれっ」という感じはしました。

ただ、基本的に、原則うちの会派は現行どおりでもやっていけるのではないかと、そういうことです。

○齊藤委員長 はい、了解いたしました。

それでは、今、会派志絆の会さんからの説明を受けたんですけども、修正に関して議論をしていきたいと思います。

その他の会派さんのほうでは、今の志絆の会さんの意見について何かあるようでしたら、御意見伺いたいと思います。

森本委員。

○森本委員 今、鈴木委員のほうからお話を聞いて、志絆の会さんも要はあっていいのかなというふうな意味合いに聞こえました。

おっしゃることよく分かりますし、重複あってもいいという考え方があるのもよく分かりますし、質問時間についても鈴木委員の言っていることもよく分かるんですけども、鈴木委員もおっしゃっているように、いろんな意見もあるから。ただ志絆の会としては重複もあってもいいだろうし、時間の変更もある必要ないんじゃないかなという議論がある、そういう考え方だということもすぐ理解できたんですね。

ということは、議論があってもいいのなら、この議論は残しておいたほうがいいのかなという気がします。いろんな議論があるという中で、それ

を議論していくための取組実行計画なので、議論する意味あるよね、ということをも分鈴木委員もおっしゃっていたと思うので、おっしゃるとおりだと思いますので、これは残しておいたほうがいいんじゃないのかなというふうな気がしました。

○齊藤委員長 そのほかございますか。

山形委員。

○山形委員 今、鈴木伸彦委員の話も十分理解できるところでございますが、先日行われた代表質問の中でも、那須塩原クラブ会派さんと志絆の会、敬清会、ずらっと出てきて公明クラブも出てきて、やっぱり代表質問となるとかなりかぶる部分も非常に多いのかなと思って。非常に与えられた時間の中で、分かっている答弁をまた聞くのもちょっともったいないなど。やっぱり重複している部分はそういったところに弊害出ているので、そういったものもしっかりと見直しすれば、幅広く代表質問が、より活発に深掘りできるのではないかなというふうなことを考えて、この検討事項に関しては実施したほうが前に進んでいくのではないかなということで、私は残していただきたいと思っております。

以上です。

○齊藤委員長 そのほかございますか。

中里委員。

○中里委員 先ほど鈴木委員のお話を聞いていて、そのような考え方もあるというふうにも思います。

私はちょっと違った視点で意見を述べさせていただければというふうに思うんですけども、広聴広報委員会で議会モニター制度というものがございまして、その中で毎回定例会議ごとに議会モニターの皆さんから、一般質問であったり会派代表質問であったりの御意見を頂戴しています。

私は委員長としてその議会モニターから頂いた御意見というものを見ているわけなんですけれど

も、その中に、モニターさんから「同じような質問ばかりで面白くない」と、「分かりづらい」といったようなお声が実際にございましたので、これは議会モニターから実際に頂戴している意見として、やはり取組実行計画の中に含めて我々がきちんと検討する必要があるのではないかというふうには、私は思います。

以上です。

○齊藤委員長 そのほかございますか。

小島委員。

○小島委員 基本的に、今の一般質問、代表質問に、それほど大きな問題は、本当はないだろうと思っています。

1つは、重複もこの間の質問を聞いていても、重複とはいっても同じ質問をしているわけではなくて、角度を変えた質問をしているということでもあります。国会議員の質問の中でも毎回実を言うと同じような中身の質問をしているのが実際なんですね、見ていると。どこに違いがあるかということ、やはりその質問者の立場が違うこと、それによって提言する内容が違って来るわけですよ。そういう意味では、議案が同じであったとしても話す内容が違うということから言えば、それほどその重複問題に関しても問題にはならないだろうし、そして同じような質問、答えが返ってくるようであれば、その質問者は質問するほうが悪いので。前の人の質問を聞いていれば自分はこういうことなので、ということで質問の中身は変わってくるはずなんですよ。そんなことから言いますと、今の現状でそれほど支障はないということから、志絆の会としては現状維持でいいのではないかということをお願いするところでございます。

以上です。

○齊藤委員長 森本委員、どうぞ。

○森本委員 現状維持で維持でいいっていうのって、

一つの考え方として尊重すべきだと思うし、それは一つの考え方だと思うんですけども、ここでの議論は、これを取組実行から議論をなくしてしまうかどうかだと思うんですね。議論はあってもいいと思うんですよ。ただ、その中でその現状維持でいいんじゃないかという意見があったりとか、いや、変えるべきじゃないかという議論があるということは、やっぱり議会として議論をする場でもあるわけですから、そこはこの、要はこの話については意見が割れている部分があるということでは、これは取組実行計画として残しておく意味というのはあるんじゃないかなということなんですけれども。

○齊藤委員長 どうですかね。

今、森本委員が言っていたとおり、取組実行計画に載せるということは、一定の結論を出すということになってしまっていて、例えば会派人数構成踏まえたらこういうことを最大会派の人たちが押し付けてやってくるだろうという、そういう不安感を多分、駆られていると思うんですけども、これ漠然とというよりは、モニター会議の意見もありますし、「傍聴者をはじめとした、市民にとって分かりやすい一般質問等に努めます」ということを書いてあるとおり、小島委員の言ってくれたとおり、次の人が角度を変えて質問すればいいんですけども、基本的に書いてあるタイトルとかはどうしてもかぶってしまうんですよ。

その順番も前回言いましたよね。私言って、皆さん反対ということで取り下げたのもありましたし、やる順番が出す順番で変わっていくのもどうなのかとなってしまうと、小島委員が遅くて鈴木委員が早かったら必ずその順番で同じ質問が出てくるというのはどうなのかなというふうに思ったりもしました。

一番強烈なのが、伸彦委員が言ってくれた会派

でもかぶっていいだろうというのは、ちょっと会派として体をなしていないんじゃないかというところを、正直思うんですよね。同じことをやりたいんだったら、その同じことを聞いてもらえるように、立場が違ってもその質問で本当にお互いがやらなければいけないものなのか、そういったものもしっかりとやっていくために、こういった議論はしていくべきであろうと。

ちょっと書き方が不安を駆るような書き方になってしまっているかもしれないんですけども、一般質問の在り方の検討は、一定の程度やっていく必要があるのかなと思って、今回、昨年度に引き続きやらせてくださいということで、正副のほうで提案させていただいているだけなんですけれども、実際この議論に入ってきたときは、先ほどお二方が言ったような議論をしっかり踏まえて、それでこういうふうに道筋をつけられるかというところを、また全体に聞いてですね。この間も全体に聞いて傍聴者が来たわけですから、そういった形なるべく強引に物事を変えるわけではなくて、合意形成を図りながら、在り方に関してはある程度は決め事をしていったほうが、先進的に取り組んでいる議会ではそういった取組をしてなるべく交通整理をしているということなので、そういったところに関してこの議論として取り上げることに、また御意見いただければと思うんですけれども。鈴木委員か、小島委員か、どちらでもいいですけども。

鈴木委員。

○鈴木委員 まず、委員長が言っていた、最初に人数を踏まえた公平なという、人数を踏まえて時間という話を以前していましたよね。その時間の部分だけの1番の話があって、これをやるんだという前提で、これを今回やる。

例えば通年議会制にするんだ、するかどうかと

検討することは、もうするためにもう進めているという、過去の審議の流れも踏まえて、これをやるんだと、そういう印象でこの来年度の取組実行というふうに受けていました。

違う考え方で言えば、確かにそれがいいかどうかを議論するのは、確かにまずいとは思っていません。こういうことを検討しよう、それから市民案、モニターさんがそう言っているんだからそれについて検討しようという、フラットな、ニュートラルな状態の中でやると。それでいろんな意見の中で検討して、モニターさんにも返事をする。そういうことの中でやることについては、確かにそうであるような気がします。

ただ、うちの会派は、会派の中でもですよ、やっぱり議員が一人一人の市民の代表であって、大事なことは会派で統制しなければいけないということはあるし、質問に関しては、個別の議員が似たようなタイトルだけその人なりの背景があって質問しているわけなので、そういう声を執行部に伝えることはあっていいと思っているんですよ。だから重複するというタイトルであっても、議員個人個人の見方が、角度が違えば、それはそれで議場で話をして、執行部が受け取る、そういうことも必要だと思うので、そういうことを今後検討していこうということであれば、ちょっと撤回するつもりはないですけども、そういう考えはあるんだというふうには、今皆さんの話を聞いてね、分かりました。

もうこれ、決めるんだという、本当にそういうふうを感じるんですよ、申し訳ないけれども。もうこれでみんなでやっていくんだから、後は意見は出すけれども結論はもうありきということであるなら、最初からもうやらなければいいじゃないかというのが、今回のアンケートに対して、「これ要らないんじゃないの」という回答です。考え

方もそういうことなのです。

この中に、①だけでも幾つかの項目があつてと言われるとね、数だけじゃないということで、改めてますけれども、2日あるんで。それをやりたいたんと言ふのであれば、それをもうちょっと出していただいて、審議することが大事なんだろうというのは、それはそのとおりだと思います。

ただ、結論に関しては、最初から結論めいたことをうちの会派は持っていますけれども。そういった流れでお互い、会派というか、ここにいる皆さんが同じ立場で市民の皆さんに対してどう説明するかという形で、いい方向に、市にしようということに対しては、しないほうがいいとは確かに言えないとは思いますが。

○齊藤委員長 分かりました。

小島委員。

○小島委員 今、鈴木委員も言いましたけれども、議論することに対して否定するものではないということ間違いないです。

ただ、基本的に少人数とか、人数のことを入れた議案にしているということ自体が、ちょっと今の時代において、今一般質問もほとんど平等にやれるような状態になっていると。それとまた時間も非常に、1時間ということでコンパクトになってきて、非常に一般質問は基本的にかなり改善されてきているのかなというような中で、何を決めていくのかと。そこらの要点がちよっと人数というところが入っていたので、すごく違和感を感じたということです。

そういう面では、一般質問の質の向上といひますかね、全体的なイメージでの質の向上、そして執行部との高度化、そういうものを図るためにはどうしたらいいかと、そういう視点での議論であれば結構だと思います。

以上です。

○齊藤委員長 それでは、「会派の構成人数を踏まえた」という言葉が、多分そういった萎縮をさせているのではないかという意見に読み取れますので、もしあれであれば正副のほうで、ここで決めるようになってしまふんですけども、この上の前の言葉だけを消して、「公平な一般質問等の在り方の検討」という項目に変えさせていただいて、それでその中で先ほど言ったような議論も踏まえて、事細かに皆さんに一旦協議をいただいて、平行線であればまた平行線でやっていくべきだと思うんですけども。

もともと市議会は会派制を取っているのは御承知のとおりなので、会派のある程度の位置づけというのは間違いなく必要なんですよ。会派制がないときに初めて少人数の話とかいう話になってくるんですけども、会派を組む、組まないのメリットは必ずあることですし、中学校の出前講座でも同じ志を持った人たちがチームを組んでいると言っているさなかで、一般質問は自由に何でもできるからという話で、じゃ、4人が同じことをしても仕方ないでしょうと、自分のチームたちで課題解決をするためにやるのは、一人でやらなくて会派で意思を持ってやっているということも鑑みれば、そういったいろいろな議論ができてるのが会派のメリットであると。それで、一人の人たちは自分のことだけを考えてできるということになるので、個性なのか、市の課題解決をどうするのかということも、いろいろ出てくると思うんですけども。

なので、できればその文言を消してということのをちょっと皆さんにも聞きながらやっていきたいんですけども、この公平な一般質問等の在り方の検討というふうに修正をさせていただいて、1番、2番等を含めた議論をするために、取組実行計画に引き続き掲載して来年度取り組みたいと思っ

いるんですけれども、どうでしょうか。

鈴木委員。

○鈴木委員 委員長の言いたいのは、よく伝わっています。その中で、「会派の構成人数を踏まえた」というのを取りましょうというだけども、小島委員が言っていた趣旨とちょっと違う気がするの、この後ろも、「公平な」と書いてあるんですよ。公平ということをしていると、やはり数の論理みたいなものが出てきて、委員長は数は大事であろうと言っているんですけれども、そこがやっぱり違うような気がするの、そこも踏まえて、公平とはお互いどういうことかということからスタートするとすると、公平というのをやめて、よりよい一般質問の在り方みたいなところからスタートしないといけないんじゃないかなと思います。言葉をちょっと、そういうふうに一遍ちょっと触ってもらったほうがいいと思うんですね。公平とはどういうことかということも踏まえてというタイトルにしてもらいたいと思います。

以上です。

○齊藤委員長 そうなんですけれども、公平なんて書かないと一般質問の在り方はちょっと分かりづらい。今鈴木委員がまさに言ってくれたとおり、公平って何なんだろう、じゃ、人数が多いところで何か利点がありますかという、特段、議決に関してはその人数はあるかもしれませんが、こういった一般質問等々でいくと、かえって少数の人のほうが全然有利なんじゃないの、と自分は思ってしまうんですね。

志絆さんも多分、4人いらっしゃるので、そこで議論をして何々やるというのは、たまたまジャンルが違う人たちが集まっていればいいんですけれども、同じことになってしまったときには重複することもあるので、誰にとっても公平であると

いうところの議論はしていてもいいんじゃないのかと。別に最大会派の人が少数会派の人に意見を言って、「それは別に公平だと思わないけれども」と言われたとしても、じゃ、少数会派の意見が出てきたときに最大会派の人たちが「それも個人の意見じゃないですか」と言う、そういった話し合いの議論もやっていったほうが、どうせだったらいいんじゃないのかなということで、こういった一つ副詞的なものを載せておくのも手かなとは思ったんですけれども。

よりよい一般質問となってしまうと、一般質問の仕組みとか、そういった何か別のイメージを取られかねないので、個人の意思を尊重しつつも今まで出てきている課題を解決するために、「公平な」という言葉は残しておいた方がいいのかなとは思っているんですけれども。

会派の人数を踏まえたというのは、確かにちょっと寄っているような感じがするので、ここは全然消してもいいとは思いますが、はい。

森本委員。

○森本委員 鈴木委員のおっしゃるとおり、「公平な」という文言の、公平とは何かというの議論したほうがいい、そのとおりかなと思いますので。だったら「公平な」と入っていたほうがいいのかなという気がします。

その、その部分を併せて議論するために、取組実行計画で、ここは検討なので、そこを検討しましょうということで、鈴木委員がおっしゃるとおり検討すべきだということであれば、それは入ったほうが検討できるんじゃないのかなと思うんですけれども。

まさにおっしゃるとおりかなというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○齊藤委員長 はい、鈴木委員。

○鈴木委員 公平なという検討も必要だと思います。



だけど、今自分は同じ会派の小島委員も私もそうなんですけれども、あと委員長が話していたの、執行部が同じ質問が来ることについてとか、そういう辺りがあるので、公平なのは幾つかあることの公平の一つなので、公平と言うと公平になってしまうので、やはり本当に一般質問と公平を含めた幾つかの内容を、きちんともう一度課題を出して、そういうことをやりましょうということであれば、いいのかな、議論をすることに時間を割くのはいいのかなというふうには思ったので、公平は外したほうがいいんじゃないかなということですよ。

公平のことに関しての焦点が必要だというんだったら公平だけで取り組んだらいいと思うんですけども、委員長の言う中でいうと、公平は幾つかの中の一つなんじゃないかなというふうに、ちょっと感じたのでね。だから公平は外してもらったほうが本当に、いわゆる日本中の議会が一般質問の在り方をいろいろ検討しているといった中で、やはりいろいろあるんでしょうから、公平だけではないんじゃないかと思うんですよ。そういうことを検討しましょうというのであれば、よろしいんじゃないかなと。そんな感じですね。

○齊藤委員長 はい、小島委員。

○小島委員 公平と入れる問題を、入れるかどうかということはちょっと置いておいて、もう一つは、確かに中里委員が言ったように、広聴広報委員会でモニターさんから重複の話は言われている。これはただ、実際には質問する人たちにとっては重複していたとしても、例えば今回の3月議会の代表質問ほとんどが、代表質問ほとんど重複しているわけですよ。それでいながら、やはり方向を変えながらみんな質問して、それで執行部もそれに対して答えているというのが一つの実態なのかなと思っています。

そういう面では、重複をどうやって、していたとしても重複にならないような質問をするということも一つの重要なことだと思います。

ただ、本当に同じような質問であれば、やはり重ならないように事前に対応するというのも一つの方法だろうと思います。そういう面では、時間の問題を別にして、やはりより高度な、そして効果のある一般質問の議論をするというのは反対するものではございませんし、そうした中で仕組みづくり、そういうような視点で重複質問を1つの例に取りながら、高度な質問の在り方、そういう考え方であれば、議論することは必要かなと思います。

以上です。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

こういった、今まさに話し合っているのがこの検討の項目になる。森本委員が言ってくれて、すみません、僕も失念しておりましたけれども、これ、在り方の検討なので、検討、実施とは書いていないんですよ。だから検討だけの結果を出すだけなので、その後どうするかはまたその次の段階というふうに捉えていただければ、この公平という言葉は、多分皆さんがまだその位置に行っていない裏事情というか、例えばここで言うと代表経験者は副議長と松田議長と大野代表しかいないわけですよ。

代表の中でも実はこの質問が出てしまったから、じゃ、ここはこうするねという調整をしているんですよ、実際。なので、だったらどの項目をちゃんとしてしっかりと聞いていくかということをやって、その時間でしっかりとやってもらうというのも手なのかな、代表の話ですよ、これは。

じゃ、一般質問も同じです。タイムリーな記事が国から出てくれば、やっぱりそこを拾ってやりたい人たちはたくさんいると思うんですよ。だ

けど聞くことは一緒。答弁するほうも大変じゃないですか。

今回なんか、僕は初めて、代表質問で答弁が一緒だったというのは。全く一緒でした、後で見てもらえば分かると思うんですけども。

ただ、市長が機転を利かせて全然違う答弁をしていただけて、基本的に執行部が用意してくる答弁は一緒だった。そのぐらい相手側も内容がこういう項目であれば答弁は必然的に、誰かに優遇した答弁はできないわけですよね。それをほじくったかほじくらないかとなってしまうと、やっぱり先にやった人のところの答弁のほうが、より引き出せる可能性がある、そういったところがあるので、基本的にこの公平というのは時間でもなく、会派の人数でもなく、この間ちょっと言いたくじ引きを全体でやろうとか、そういったものも含めて公平というふうに言っていけば、今小島委員が言ってくれた、森本委員が言ってくれたものも含めてできるんじゃないか。

そしてこの「検討」ですから、あくまで。この検討を生かして、じゃ、変えますと言っているわけではないので、その検討だけは、今これだけ皆さんが意見を言ってくれる中で進めていけたらなと思っただけなんですけれども。そう考えていただいて、一応公平のほうはちょっと自分のほうもできればつけておいてもらいたいと。

少数会派の人たちにももうちょっと伝えたいので、入れさせていただいて、前は消すという感じでどうかなということでお諮りしているんですけども、どうでしょうか。

中里委員。

○中里委員 先ほど小島委員がおっしゃっていた御意見を、本当にそのとおりでなというふうに思います。

やはり私の立場としても、こういったことを取

組実行計画の中に取り入れていただいて、ある一定の検討をして、ある一定の結論が出たならば、そのときには議会モニターさんに対して返答もできるんですよ。きちんと議会運営委員会で検討しましたと、検討した結果このような結論となりましたということで、一定の回答というものもできます。

これが回答できないままでいると、何もやらないなら声聞いているだけなんだと思われることにもなりますので、小島委員がおっしゃったように、より高度な一般質問の在り方というか、そういった視点でもって検討に入るのは必要かなというふうに思います。

我々が視点を変えながら、同じ項目に対して視点を変えながら質問をしても、一般の視聴者からは同じ質問をやっているとしか見えないというのが実情ですので、生の声ですので、やはりそのところをどのように分かりやすく、市民に分かりやすくやっていったらよいのかという検討は、やはりすべきだろうなというふうには思います。

以上です。

○齊藤委員長 はい、ありがとうございます。

お二方の意見、高度となってしまおうと、よりもっと技術を磨けるところまで入ってしまうので、個人のスタイルは別に変えられませんから、そのタイトルについて、結果的に議事録に直してみれば、例えば小島委員がやって、次に僕の番で同じだったら、「先ほど小島委員のところで答弁があったと思うんですけども」と言って角度を変えるというやり方ですよ。なので、そこをちゃんと調整していくというやり方を先例として、栃木市さんとか他議会ではやっているんですよ。そういったものも必要なんではないかというものを、しっかりと考えていただくのと、あと周りの議員さんにも知っていただく。それでも固執して、

「そんなの関係ねえ」と言っていると、先ほど中里委員が言ってくれたように、モニターさんからの意見に対してそれに対しては議会は全然気にしていないんだねとなると、最終的には今度聴く傍聴者の数が減ったりとかいうところにもいきかねないと、ちょっと杞憂の面ですけれども、そういったところも含めて検討はしていきませんかということなので、ぜひそういったところをちょっと考慮していただけるとありがたいんですけども、どうですかね。

志絆の会さん2人だけが今のところ、大野議員には聞いていないですけれども、大野議員は意見は出ていないのであれなんですけれども。どうですかね、小島委員と鈴木委員のほうで。

一般質問の在り方の検討はいいんじゃないのかという意見まではお二方とも上がってくれてきている、あとは公平かどうかということなんですけれども、取ってしまったもいいよと私が取ってしまった場合になると、今度付けるジャンルが多過ぎて大変じゃないかなと思っているんですけども。

小島委員。

○小島委員 今言ったように、重複の質問に関してはやはり議論していいんじゃないかと思うんですね。ですから、重複をはじめとして議会一般質問の改善の検討というような中身で検討してもらうことについては、賛成したいと思います。

○齊藤委員長 そういうのもありますよね。

平行線なんですけれども、どっちにしても、一般質問等の在り方の中の重複質問のみになると、先ほど言ったとおり今までのやり方のものが一切検証というか、検討がし切れないということと、意見を出し合ったとしても協議する場がないので、基本的に議会を運営する議会運営委員会は、それが必要か必要じゃないかも含めて検討をしていく

機関であると自分は思っているので、こういった項目を書いて、より具体的に表しているからいいんですけれども、表さないでも極端な話、タイトルだけで取組実行計画とすることもできるんですよ、極端な話。それを、じゃ、これ何をやるのと言われたときに、この項目を出しているから、そこは反対だという意見を今頂いていると思うんですけれども。

ただ、こういった意見が出てこなければ、その先議論する内容というのが出てきませんから、できればこういった意見、これ正副で上げて前回見てもらったの話というのと、前回本当に話し合ったの、皆さん御記憶されていると思うので、引き続き検討はしていったほうがいいんじゃないのかなと思っているんですけども。

鈴木委員。

○鈴木委員 大分ぐるぐる回っていたのは、もう既に一般質問、代表質問の在り方の検討をまるで協議しているような状態だなと思ったんです。

これ自体はいいと思うんですよ。今ちょっと思ったのは、最初からそうなんですけれども、数の話とか公平の話ということの話、特に公平なんというのは、本当は一般的な言葉で言うところとすごく広いですよ。それを今委員長が説明した中で、前の人と後の人の質問の在り方みたいなところを公平さと今言ったので、ああ、なるほど、公平ってそういう意味で考えているんだなという公平だったんですよ。

なので、公平は要するに話ししている中で、最初私のこの言葉の公平と、委員長が直していきたいと言っている公平というのは、ほかの自治体の質問の在り方も物すごい調べてあるようですから、その公平さということの意味というのがちょっと具体化しているのか、漠然としているのが具体化しているのかですね、この辺が食い違いがあって

の言葉の訂正を言っていたわけですからけれども。

基本的には、在り方について自分はそんなに今回重要視していなかったんだけれども、在り方ということを一生涯懸命話をしていたので、それについての検討ですよ、というふうに言うのであれば、検討することについてはいいと。公平についてちょっと疑念があったんだけれども、これ堂々巡りなので、進めるという意味ではここはもう最初に言えばいいんですけれども、結論から言うのであれば、ここは私らがついていくという形かな。引っ張っていききたいということではないんですけれども、話し合っただけね。

多分、しないよりはしたほうが必ず良くなるだろうと思っていますので、そういったことでここはいいのかなというふうに思いました。

○齊藤委員長 はい、了解いたしました。

今週土山先生の研修、外部研修入ってきます。土山先生はより具体的にどういったものを問いただして市政に答弁を引き出させるとか、あるいは市民の方に分かりやすく自分たちが伝えていることをやっていくのか、そういった話から入ってきます。

これ、初歩的な、さっき小島委員が言った高度、より皆さんの質問が高度になるような研修ということで、もちろん一般質問等の技術に関しては皆さんそれぞれの力がありますから、何も阻害するつもりは自分は考えておりません。ただ、まだどうしても直っていない部分があるので、自分の中ではそこまで全然議論できていてもいいでしょうし、ただいろんなことを知ってもらうにはこういったタイトルをつけておいて、いろんなものを検討していく、10個あっても100個あってもいいと思うんですよね。それぞれ検討してきたよという話があるかないかでは、今後の形にとっても

全然違うと思うので、今言ってくれたとおり、ぜひ項目を残させていただければ、正副としては助かるということです。

あと、小島委員、どうでしょうか。大丈夫ですか。はい、ありがとうございます。

じゃ、「会派の構成人数を踏まえた」というところはちょっと消させていただいて、「公平」はちょっと疑念が残るとは言いますが、自分のほうも気をつけてやっていきたいと思っております。

いろんな議論も含めて、公平な一般質問等の在り方の検討ということで、修正をさせていただいて、取組実行計画の2ということで上げさせていただいてよろしいでしょうか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 はい、ありがとうございます。

それでは、そちらのほうに修正をして、取組ナンバー2のほうは上げさせていただきます。

続きまして、取組ナンバー10についてですね。模擬議会の開催について、こちらも削るという意見が出ているので、志絆の会さんから説明をお願いします。

鈴木委員。

○鈴木委員 これを、この文書だけで意見、アンケートだったんですけども、模擬議会の開催、これ取組ナンバー17、17条関係にあるということなんですけれども、模擬議会の開催の趣旨がちょっとこれだと分からなかったんですけども、私たちがこれが不要じゃないかと言っているのは、模擬議会を開催することによって、また市民の意見をもし聞きたいということであるのであれば、それは要らないんじゃないかという考え方なんですよ。

聞く機会というのはアンケートでもあるし、いろんな形で、広報広聴でも聞いていますし、あつ

ちこっちから聞いているので、あれって、もう委員会のやることでの選べるものというのは、割と、というものではないと思うんですよ、だけどそんなに、これが検討じゃなくてやるかどうかの前向きに実行計画を立てるのかという意味に近い感じでちょっと捉えているんですけども。それだったら要らないんじゃないか、そういう意味での、要らないですね。

○齊藤委員長 そういう意見がございます。

前回、本当は今年度実施に至るということでやっていきたいと思いますという話と、あとは広聴広報委員会のほうでも逆に小島委員とかはやるべきだと言ってくれていたほうだったので、ちょっと志絆の会でこれが出てきたのはびっくりしたんですけども、小島委員の意見も聞いてよろしいですか。

小島委員。

○小島委員 模擬議会を、私が言っているのは小学生とか、中学校、高校生、その要は子供たちの教育ですね、その一つとしてやるのと、この模擬議会というのが同じものであれば否定するものではないんです。ただ、何か中身の書いてあるのが一般の人を集めた中でやるような書き方になっているので、それだと意味がないだろうと、必要ないだろうというふうに感じていましたので、その模擬議会の具体的な姿、そういうものが見えないものですから、それだと必要ないのかなと思ったんですけども。

以上です。

○齊藤委員長 模擬議会を誰々にというふうに具体的に書いてしまうと、幅がないというか、一般の方と言っていますけれども、一般というか市民って全員、子どもも高校生も入るので、これがまずできるという議論にならないと、小中学生とか限定とかと議論にならないんですよ。

それで、とにかくこれをやっていくということ

自体は、実は順番がちょっと逆になってしまって申し訳ないんですけども、今議会活性化特別委員会のほうで、投票率の向上についての検証であったりということとか、関心度を上げるとか、開かれた議会の中に市民をどうやって関わらせていくかということで、中里委員長を筆頭に議会報告会あるいは広報誌の発行、とにかく市民の方の議会の理解を促進しようということで、いろいろ取組をやっていただいております。

今、小中高とそれぞれ取組をしながらという活動をしていますよね。ただ、議会自体を知っていただくためには、それを体験していただくことが一番近いところでもありますし、市民の中で議場体験を行うことも全然必要じゃないかということと、あとは将来のこの地域の政治を司る人たちのきっかけになってもいいとは思っているんです。

我々は、基本的に議員であるためにはそれぞれの方から支持を得てこういったところに来るんですけども、議会の体験をしなければ議会が何を行っているか分からないということも踏まえて、こういった機会を提供していくというのは必要なのかと思っているんですけども。

小島委員。

○小島委員 できれば主権者教育のための模擬議会の開催というような、目的をしっかりとした、一般の人を集めて模擬議会をやると、私らが要は大人を集めて模擬議会をやっていると、私らがやっている意味と全然違うじゃないですか、同じになってしまうんじゃないかということなんで、要は選挙権を持っていない人たちですね、そういう方々の主権者教育のための模擬議会の開催とかということであれば、これは私は反対するものではありません。

以上です。

○齊藤委員長 ちょっと難しいんですけども、一

般の方に関しては小島委員の言っていることも分かります。ただ、僕というか、正副で話し合っている僕たちの意見としては、女性と若者というふうに縛っているんですよ。

一般の人は確かに申し訳ないですけども、これ録音されていると困るのでそれ以上言えないんですけども、そこはやるつもりは、実はないんです。女性の進出ということを考えていく必要があるということがあったので、この先、もしこの開催が取組としてオーケーになれば、そういった議論をまた議運でしていければなと思っています。

若者はもう必須です、小島委員が言っているとおりです。それは間違いなくやりたいと思っています。ただ、あまり限定枠に捉われると、もうあれかなとも思ったんですけども、基本的に政治に関心がある人がここに来てもし方がないんですよ。やってみようかなという人たちにどれだけ機会を提供するかというところを、しっかりとやっていきたいと思っているので、この模擬議会の開催事態は本当にハードル高いんですけども、取り組みながら皆さんでちょっと組み上げていきませんか、ということなので。

懸念されているところはよく分かっています、自分も。ただ、女性と若者は那須塩原市に今足りていないツール。じゃ、若者が絶対来なければいけないのか、とかではなくて、やっぱり議会を理解していただくということと、行政を司っている意見を言うていくというのは、こういった仕事があるというところも、その主権者教育にも入っていくと思うんですよ。なので、模擬議会自体は開催していきたいと思って、今回堂々と書かせていただきました。

前回ちょっと失敗した、時間もなくて、コロナとかもあるし、というのもあったんですけども、その議会のやり方というのはこれから手法の話に

なっていくので、基本的には俎上に上げていただければその議論すらできないということになるんですけども。どうでしょうか。

まず、やってみないと結果が分からないんですよ、何事も、極端な話。やらなければその選択肢がない、じゃ、主権者教育を女性だけ集めて何するんですかという話になってしまうので、じゃ、自分たちで試してみる機会があるから試してみないかというのも一つなのかなと思っています。

若者もそうですね、中学生、高校生もそうですね。中里委員長は今年小学校の議場探検だとか、あれに関しては小学生、ちゃんとマイクで発言していますからね、しかも議場で。ああいったものでもいいでしょうし、ただそれが大人になると、ちょっとそれだけだとうろかなと思ったので、高校生、大学生もしっかりと主張できる場所がありますから、いろいろ含みはたくさん。

どうですか、小島委員。

○小島委員 今言ったように、主権者教育というと小学校生とか中学校生ね、高校生までは私も反対するものではないということです。

問題はそれをいれるかどうかということと、もう一つは女性ですね。これはなかなか難しい問題だと思うんですよ。実際に女性も、確かに議員数は少ないのは間違っていない、言うとおりですね。ただ、女性自体は立候補できるわけですよ。そして、議員数が少ないというだけなんです。そういう中で、今女性の代表として3人の方がいるわけですね。そういう方がいる中で女性の模擬議会のやる意味というのは、なかなか難しいところがあると思うんですよ。

要は、小中高生というのはこれから選挙権を持ってやってくるというような、今選挙権がないから議会に行って絶対発言はできないわけですよ。ところが、女性は実際はできるわけですよ。選挙

すればいいんですから。そういう中で女性だけの模擬議会がどうして必要なのかというところは、やはり整理しながら進めるべきであろうし、そういう面では主権者教育のための模擬議会というのに焦点を当てながら、まずは進めていったほうが私はいいだろうと思います。

以上です。

○齊藤委員長 はい、ありがとうございます。

基本的に、そういった取組だけの枠でやるということはもちろんできるんですけども、じゃ、どういった形でやるかというのは、何度も言いますけれども、その先の議論なんですよ。

じゃ、高校生だけで応募したけれども4人しか来なかったらそれで成立なのかといったときに、ありとあらゆる人たちに機会の提供は必要であると。ただ、限定的にはなるべく主権者たる、将来を担う人たちにやっていただきたいというのがありますが、今言ってくれたとおり女性の進出自体を狙っているわけじゃないですけども、あれ、上越市は、上越市行ってないですよ、上越市行った人は分かるんですけども、今回取組実行計画にももう一個、ここには出ていませんけれどもフォーラムの開催ということで、とにかく議会に関心を持った人たちが自分たちの地域を何とかしようと、志を持った人たちが出てくるということが、この地域が活性化していく一つのものであるということに関して、若者に主権者教育的に模擬議会をやるのはいいですけども、そこから返ってくるまでにはまだ年数がかかるんですね。

こちらに住んでいる人たちは、だから若者、女性と区切ってしまっているからちょっとかわいそうなんですけれども、誰だって出てきてもいいということにしたいんですが、低投票率の理由の背景としては、立候補の人数が少ない、あるいは新しい人の入る中での活性化がない、そういったと

ころが今後内容の中に入ってくるんじゃないかなと。

だから、長くやればやるほど市民の方も、言い方は悪いけれども飽きてくるということがあるので、そういったことも含めて主権者もちろん含めてやっていければということなので、今漠然としてこの模擬議会となるんですけども、ここ、小島委員がこだわっている一般が入っているからやらないとかの理論ではないと、僕はないと思うんですけども。

模擬議会はとにかくやりませんかという話になるので、この先提案していったときに、今小島委員が言ってくれたことで議論を含めていけばいいのかなと、自分は思っています。まずこれをやらなければ、今の議論も全然成り立たないということになってしまいますけれども、先にその制約を含めた状態でやるというふうになってしまうと、本当にやりづらいですよ、正直。

基本的にはこれがオーケーになった後にこうやって集まっていたいて、「すみません、対象ってどうしましょうか」という話になったときに、また小島委員の意見だと思うんですよ。それを先に一般の方々を入れてしまうと、我々と大して立場が変わらないので排除しますという議論を基にこれをやるかやらないか決められてしまうと、本質的にちょっと違うのかなとは思っているので、模擬議会の開催を検討して実施したいという、これ本当は大変なのでやらなくてもいいと思うところもありますが、でも、それぐらいやっていく価値があるものだと自分は思って、今回上げさせてもらっているんで、その開催の是非についてはぜひ残していただきたいとは思っているんですけども、いかがですかね。

山形委員。

○山形委員 今、小島委員の話聞いてると、も

う先のこの結果ばかり気にしてしまっている部分がちょっとあるもので、そういった部分も含めてしっかり話す。

それで、この模擬議会、私のイメージでは、やっぱり要するに女性の声をどうしても今の市政、どうしても今議員さん3名ということで、女性の声がなかなか市政に反映されないということもちょっと考えられると、先進的で女性の模擬議会も開催しているところが多くなっていて、それで議会に対しての不安感とか取り除いて、後に議員になったという方もいます。そういうふうなことも踏まえて、いろいろな人の声を聞いて、そして先ほど中里委員長が子ども議会探検だということで、そのさらに1つ上のステージで、子ども議会で小学生と話す。実は中学校の出前講座行ったときに、冗談で、中学生に「今度は議場に来て」と言ったら、「行きたい、行きたい」というふうな声も実際聞こえました。そうすると、またさらにこの主権者教育、先ほど小島委員言っていたように、それもさらに理解促進につながるのではないかなというふうなこともあるので、そういった議論も含めて、模擬議会の開催は積極的に取り組んでいかなければならないと、もう必要性を感じます。

以上です。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

副委員長、どうぞ。

○星副委員長 上越市の視察に行ったときに、女性の議会、模擬議会をやった中で、本当に私たちの意見もきちんと言えば市政のほうにも反映されるんだということを実感して、それならば私たちの力でもこの上越市を変えていくことができるという、女性のネットワークが広がったというのが物すごく大きくて、やはり、確かにどういうふうにするかとか、どのような人を対象にするかというのは、それは後ほどの議論になってくるかと思

ますので、そういった私たちも研修を受けて、「ああ、これはすごいな」ということも実感して研修を受けてきたわけなので、それをまた生かしていけるような手段は残しておいたほうがいいのではないかと思います。

以上です。

○齊藤委員長 小島委員、どうでしょう。

○小島委員 やる、やらないは別として、検討することについては否定はしません。

ただ、

○齊藤委員長 やる、やらないじゃないです、これ開催と書いてあるので。

○小島委員 そうですね、検討すること自体は否定しないところ、最初から言っているとおりです。

○齊藤委員長 検討でもないんですけども。すみません、開催なので、さっきの検討とはちがいます。もう実施ですから。するか、しないか。

○小島委員 実施ですね。対象、私が言っている対象も入っているので、模擬議会について否定するものではありません。

○齊藤委員長 はい、分かりました。

じゃ、そのほかの皆さんは意見がなかったもので、この開催は削除することなく、取組実行計画に残すということでもよろしいでしょうか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 はい、それではそのように取り扱わせていただきます。

次、その下にありますナンバー13について、こちらは那須塩原クラブのほうから削るという意見が出ていますので、御説明をお願いいたします。

森本委員。

○森本委員 これ、長期欠席議員に関する議員報酬の取扱いということで、説明責任であつたりとか報酬の削減とか、そういう部分で上がってきていると思うんですけども、これは確かに議論とし



て必要なものですし、それは理解できる部分ではあるんですけども、これ、多分国の法律であったりとかそういうことまで書かれてくる中で、ちょっとまだ市議会として取り組むのには時期尚早なのかなという気がしています。

もっと全国的な議論が深まって、国の動きとかがあったのを見極めた上で行うのであればありかなとは思いますが、ちょっと今の時期にこれを検討するというのは、時期尚早じゃないかなということで、これは取組実行計画から外すべきじゃないかというふうに考えました。

以上です。

○齊藤委員長 今、森本委員のほうから代表して意見がありました。

このように、消すということの修正について、ほかの委員さんから御意見があれば、伺いたいと思います。

鈴木委員。

○鈴木委員 これを提案したのは、敬清会さんですよ。

○齊藤委員長 正副ですか。

○鈴木委員 正副ですか。

○齊藤委員長 会派ではないです。

○鈴木委員 じゃ、公明党さんの、正副で決めたということだと思うんですよ。

今までのこの13前までの議論の中で、すごく前向きに検討がいいんじゃないかと言ってきたわけですよ。話すことはいいことだ、議論をすることはいいことだと、森本議員が一生懸命言っていたことに、それは効果が少ないかなとかいろいろ思ったんですけども、それならいいよという形でその意見に賛同してきました。

それで、これになったら、国がまだ早いからしない、でも先駆けて、これ結論を言うとやらなくていいと思っているんですよ。やらなくていいと

思うんだけど、なぜ今までやろう、やろうと、議論をしようと言っていたのに、「なるほど、これやるんだな、じゃ、検討することはいいことだ」、流れとしては「検討することは大事なんだ」と言っていながら、ここへ来て削るということについて、ちょっと姿勢が逆向きになったような感じがしますという、ちょっとそこを付け足して、はい、やめるのはやめて結構です。

○齊藤委員長 一言言いたかったんですけども、これ正直言いますと、正副としてはもともと、決して、会派に送ろうと思ったんですけども、遅れてしまったんですよ。なので、会派で話をしたということになっています。申し訳ございません。

これは正副で議論をした結果なんですけど、

身近な議員がうちの会派にもいる中でこれを考えてきたわけですから、鈴木伸彦委員が言ったとおり、議論をすることは必要であると思ったんですけども、

○鈴木委員 そうそう、それもいいなと思いましたよ、要らないと思ったけれども、こういうことを検討しようとするのは、さすがいろいろ考えているなど、目配せしているなというふうには感じたんですけども、出しておきながらということが一言言いたかっただけです。

○齊藤委員長 削ろうと思っていたわけではなくて、もともと出すつもりがなかったもので、消していただいてもいいです。

ただ、どっちにしても最近こういった議論は絶対必要になってくるとは思いますので、先か後かのことだけです。分かりました。

じゃ、一応削るということではいいということなので、ほかの委員さんありますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 ないですね。

じゃ、なければこちらの項目は削らせていただ

きます。

最後ですね。次に、大学校とのパートナーシップの連携推進を追加するという意見が、那須塩原クラブから出ていますので、こちらの説明をお願いいたします。

山形委員。

○山形委員 うちの会派の中でこの話をしたときに、やはり私も総務企画の常任委員長をやらせていただいて、今回、提言書作成に当たり、宇都宮の共和大の生徒たちに大変お世話になりました。

そうした中で、地元に住んでいない方も実はいらっちゃって、そういった方のいろんな御意見、そして大学生ならではの目線、そういったものが本当に、私たちにちょっと欠けていた部分がありあって、非常にこの今後の提言書作成に当たり非常に役に立ったというふうなことがありました。

また、先生とも仲よくなりまして、いろんなアドバイスを受けて、今後こういうふうな取組はもうどんどん続けていきたいななどと、学校の先生方にも言われましたので、また「大学等」と書いてあるので、大学以外のいろいろな、様々な団体もあると思います。

強いて言えば、私たちが持っている市議会議員のデータよりも、大学で持っているデータみたいなものもかなり膨大な数で、あと、大学のいろいろな今までやってきた体験とか、そういったものもこのパートナーシップの連携推進によって、市議会にはプラスになるのではないかなというふうなことで、この3つのことですけれども、大学とのパートナーシップは連携の推進は取り組んでいきたいなというふうなことで、会派の中で話し合いました。

以上です。

○齊藤委員長 説明がありましたので、このように追加することの修正について、委員からの御意見

をいただきたいと思います。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 なければ、追加してもよろしいでしょうか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 はい、それでは追加するということで、取組ナンバーの、これは幾つになるんでしょうか。

〔「追加でお願いします」と言う人あり〕

○齊藤委員長 はい、ということで、13を削ってこれが1つ入るから、

〔「結局13です」と言う人あり〕

○齊藤委員長 13項目ですね。

13項目ということで提出をさせていただきたいと思います。

それでは、皆さんの様々な議論、御意見ありがとうございました。

それでは、ただいま協議いただいたとおりに全て修正をして、22日、来週ですね、の議員全員協議会に報告して、3月定例会議に提案することで異議はございませんか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 いいですかね。はい。分かりました。

また、本件につきましては、2月18日の定例議運で議案の取扱いについて協議をしておりましたので、議案の取扱いについても併せて協議させていただきたいと思います。

本件については、3月定例会議の最終日に上程をして即決扱いとすることで異議ございませんか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 はい、それではそのように取り扱わせていただきます。

それでは(2)に入る前に、11時5分になったので、10分ぐらい休憩したいと思います。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時15分

○齊藤委員長 それでは、休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

次に、次第(2)議会基本条例第11条の見直しについて、議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

係長。

○佐々木議事調査係長 それでは資料の御説明をさせていただきます。

今、御通知差し上げたのは、以前お示しをさせていただきましたけれども、議会基本条例第11条の改正案の新旧対照表でございます。

こちらの新しい改正案の第11条2号のところ、市政の各分野における政策及び施策の基本的な方向性を定める計画で、規則で定めるもの、これを議決事件としますよというところを受けまして、規則を作成いたしましたので、お示しをするものです。

こちらを御覧いただければと思います。

市政の各分野における政策及び施策の基本的な方向性を定める計画ということで、市にある計画の中で今まで議会運営委員会で議決としてきたもの、こちらを中心に分野ごとにピックアップをしたものとなっております。

1号から27号まで、ちょっと多いんですが、27件という形で案を作成させていただきました。条例に定めがあるものも含めると、全部で30項目というふうになるんですが、こちら前の委員会の時にも用意した資料なんですけれども、96条2項の規定による議決事件の、各都道府県、各市町村の制定状況を国が調べたものになります。

こちらを見ますと、多いところ少ないところ、

いろいろありますけれども、恐らく規則で27、全てで30項目となりますと、日本で一番多い形になるのかなというふうには考えております。

こちらにつきましては、このような形の規則案でいかどうか等も御検討をいただいて、最終的には条例の改正と併せてこのような運用でできればなというふうに考えているところでございます。

資料の説明につきましては以上です。

○齊藤委員長 説明が終わりました。

質疑はございますか。

鈴木委員。

○鈴木委員 これ、ずっと調べていただいて、日本で一番多いというところがちょっとひとつ気になったので、日本で一番多いとなるところ、ほかの自治体と違うのはどんな項目なのかなというののひとつお伺いしたなど。

○齊藤委員長 係長。

○佐々木議事調査係長 他市の状況等を見ますと、かなりいろいろありまして、やはり多いのは総合計画については掲げているところが多くなっています。

それ以外ですと、姉妹都市とかあるいは各分野の重要な計画とか、そういうものを掲げている事例が多くなっておりませんが、基本的、全体的にこういう傾向があるというものではなくて、いろいろあるという状況ではあるんですけども。

資料の中では、今御通知差し上げましたけれども、恐らく私が見た限りではこの大阪府の大東市というところが別表の形式になっていまして、別表で25まであるんですね。これが恐らく、当市以外のところでは一番多いものではないかなというふうに思っているんですけども、こちらですと、①としまして総合計画の基本構想、基本計画の策定・変更に関するもの、②として市政の各分野における政策及び施策の基本的な方向につながる計

画のうち別表に掲げるものということで、別表の①から25番という形になっています。

そのような形が多いんですが、例えばその下の和泉市になりますと、1項目だけで、こちらは名誉市民の選定だけです、を議決にしていたりとか、こういうような形でちょっと千差万別という状況ですので、それぞれの自治体の色が出ている分野なのかなというふうに理解はしております。

○齊藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 ちょっと皆さんより議員歴が長いということがあって思うんですけれども、10年計画とかいろいろごっそり出てきて、時期もあったんですよ。それを、あのときは、最初から、那須塩原市ができたときからいたわけじゃないので、第1期のスタートのときは分からないんですけれども、すごく議決案件が多いのかなと思った。逆に言うと、予想、議決案件になっていない状況だったと。それを那須塩原市が何でもかんでもある程度の言葉で濁したがために、何でも取り上げていたんだ。だけれど、新任する議員のほうはわからないですからね、ちゃんね。

それで、この11条の案件は難しい案件だなとは思っていたんですけれども、よその自治体を見ることなくこの11条をつくったので、今初めてよその状況を見たら、大阪府の大東市だけだということなんですけれども、これは今の状態なんですけれども、よその自治体はここで新たに一つなんですけれども、こういうふうに項目を挙げて増やしている傾向にあるのか、全く、うちのようなこういう具体的にして案件は具体性を持って議決案件にするような取組をしているとか、その辺は、よその自治体としたらどういう流れなんでしょうね。わかりますか。

○齊藤委員長 係長。

○佐々木議事調査係長 他市の状況ですとか、あるいは変遷、こういう傾向にあるということまでは明確につかんでいないところまでございまして、今先ほどお示しした資料のような形で、国がまとめたものがこのような形ぐらいしか資料としてはない状況なんです。

先ほど申し上げましたように、総合計画を定めている事例が多いんですけれども、こちら地方自治法に基づいて、以前は法律に基づいて議決事件だったものが、法律からその辺の規制が取れた関係で、一気にこの96条2項に基づく議決事件として定めたというのが、一昔前にありましたけれども、そこはちょっとトレンドとしてはあったんですが、その後、先ほどの名誉市民みたいなものとか、あるいは姉妹都市を入れましょうとか、それぞれの自治体の判断で入れていったというところがあるかなと思います。

那須塩原市に関しましては、こういった具体的な計画名とかを定めていなくて、市政の各分野における基本的なというような規定ぶりだったものですから、執行部のほうでもこれは基本的なのかどうかとか、ちょっと判断に迷ったりする部分があって、何でもかんでも議会のほうにお伺いを立てたりということで、議決事件が増えてきたという経過は、鈴木委員がおっしゃるようなあった部分なのかなというふうには理解しておりますけれども、今後議会としてどうするかというものについては、今事務局のほうでお示しした案、規則は27件ですけれども、そちらについてはもう少し減らしていくとか、あるいは増やしていくとかという部分も含めて、議員の中で御協議いただければというふうに考えております。

○齊藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 聞きたかったことは大体分かりました。よく分かりました。

あと、数としては多いかなという印象もあるんですけども、逆にこれ、過去の事例の中で、これではないんですけども、那須塩原市の案件というのは全部調べていただいたと思うんですけども、これ、新たに何か計画というんですか、各部署で出てくるということは、想定はできるんですよね。国の法律に基づいてつくっている計画なのかどうかもちょっと分からないんですけども。そういったときの変更の仕方みたいなものちょっとお伺いしたいと思うんですけども。

○齊藤委員長 係長。

○佐々木議事調査係長 今後、この規則を改正していくかどうかという部分でございますけれども、議会の規則として定めますので、議会のイニシアチブでこちらを増やしたり、減らしたり、変更したりというのは当然できます。

新しく計画が執行部において策定するというのはもちろん、今鈴木委員がおっしゃったように、新しく法律ができて計画をつくるかというものはありますので、議会のほうでその法律とかができたときに、これ当然議決事件しないと駄目ですよということがあれば、議会のイニシアチブでこの規則を改正するという事もできますし、以前御説明をいたしましたけれども、議決事件以外の計画については、原則として常任委員会で策定の段階で事前に説明をいただくという申入れをすることになっておりますので、それをまず執行部から説明を聞いて、常任委員会の中でこの新規の計画はこれ、議決事件にしないとイケないだろうというような議論があったときには、策定に先立ってこの規則を改正して、新規の計画を盛り込んでいく。それによって議決事件としていく、そのような流れになるのかなというふうに承知しているところでございます。

○齊藤委員長 そのほかございますか。

[発言する人なし]

○齊藤委員長 そうすると、一応係長にまた僕のほうからお聞きしたいんですけども、結果的にどの計画を、この条例の改正の後にどの計画を載せとくかというのは、この先の議論という感じでいいんですかね、今回の話ということで。すみません。

係長。

○佐々木議事調査係長 今後のスケジュール的な話かなと思うんですけども、今もう3月の中旬です。3月定例会議までですと御議論をいただきますので、大まかなスケジュールとしましては、5月の新しい会期が始まる段階での本会議、ここを1つのめどとして、それまでの間に議員の皆さんで御協議いただいて、そのこういった規則の規制ぶり、減らすのも含めて今後御協議いただいて、成案に持っていければというような感じのスケジュールを、イメージしております。

○齊藤委員長 はい、ありがとうございます。

今事務局のほうから説明があったとおり、11条の改正案と今回の規則の案については、5月の臨時会議に向けて協議していければと思っておりますので、また各会派において検討していただくようお願いしたいと思います。

それでは、(2)のほうを閉じさせていただきます。

次に、次第(3)今後の所管事務調査等についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

はい、係長。

○佐々木議事調査係長 それでは、私のほうから案について御説明をさせていただきます。

現在のまん延防止等重点措置が21日までとなっております。政府の方針では延長しないということが報道されております。

現在考える所管事務調査等については、オンライン以外のものについては、基本的には行わないというような形を1月の議会運営委員会で御協議いただいたというところになっております。

このまん延防止等重点措置が解除される方向性が示されておりますので、今後の管外所管事務調査等について御協議いただくものとなっております。

管外所管事務調査の実施、2番のところがございますけれども、以前のものと基本的には同じような趣旨となっております、条件といたしましては感染症対策の観点から、次の要件を満たす場合に限りましょうというものです。

1点目が、本市、それから調査先のいずれもが緊急事態宣言、まん延防止等重点措置、その他都道府県の独自の緊急事態宣言との対象地区となっていないということが1点目でございます。

2点目が、所管事務調査に参加する者の全員がワクチンを2回以上接種し、またはワクチンを接種していない場合、調査時点の3日以内に受検したPCRで陰性になっていること、こちらの2つを要件としてはどうかという内容でございます。

それから(2)の防止策といたしましては、飲食の際などの感染防止等を徹底してくださいというものです。

2が所管事務調査に行く場合ですが、3が受入れの部分でございまして、受入れにつきましては2の要件を要するほか、次の要件を満たす場合に限り行うということで、受入れ人数が概ね10人以下、ただし感染の拡大の状況、増えている状況なのか減っている状況なのかともありますし、あとは感染対策、どういったことをやるのか、そういったものを踏まえて、議長が特に認めた場合はこの限りではない、10人を超えるような場合も認める場合がありますよというものです。

3点目といたしましては、本市からの所管事務調査についても同程度の条件で受入れ可能であること、こっちに来たいけれども受入れはしませんというところは、基本にお断りをさせていただくということです。

4点目といたしまして、会派における視察等についても、議会活動ではございませんが、この趣旨を踏まえて実施の可否を検討いただきたいというものです。

5点目といたしましては、見直しということで、コロナの状況によっては適宜方針を見直しすると、こういった案となっております。

資料の説明につきましては以上です。

○齊藤委員長 説明が終わりました。

御意見、質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないですね。

じゃ、なければ今後の管外所管事務調査等については、資料のとおりとし、22日の全員協議会に報告するという事で異議ございませんか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、そのように取扱いをさせていただきます。

それでは(3)も閉じさせていただきます。

次に、次第(4)その他に入ります。

○さくら市による行政視察について

○議会モニター会議について

—————◇—————

### ◎閉会の宣告

○齊藤委員長 それでは、以上で議会運営委員会を閉会といたします。

大変お疲れさまでした。

閉会 午前11時33分